

クラス NO	506	担当教員	近藤 充代
テーマ	現代経済社会と消費者		
著書・論文 研究課題等	著書・論文等: ・「〈企業と法〉を考える」(西谷敏・笹倉秀夫編 『新現代法学入門』 法律文化社、2002 年) ・「消費者法の現状と課題」(丹宗暁信・厚谷襄児編 『新現代経済法入門 (第 3 版)』 法律文化社、2005 年) ・「特定商取引法」他 (杉浦市郎編 『消費者法これだけは』 法律文化社、2007 年) ・「消費者取引法の現状と課題」(日本経済法学会 『21 世紀の消費者と消費者政策』 有斐閣、2008 年)		

<b>ゼミ概要</b>	
<p>[内容・方法] あなたはこれまで</p> <p>① 携帯電話に送信されてきたメールに「あなたの名前で有料サイトの会員登録がされている。月 5 万円の使用料をお支払いください。」と書かれており、無視していたら、さらに「3 日以内に送金しないと 1 日 5000 円の延滞金がかかる。」という催促のメールが来た。</p> <p>② 大学生になってから、しばしば自宅に知らない女性 (or 男性) から電話がかかってくる、親しげに話しかけられ、よく聞いていると英会話スクールの勧誘だった。</p> <p>③ 突然、中学 (or 高校) のときの友人・知人から電話がかかってくる「すごく儲かるバイトがあるから一緒にやらないか。一度話を聞きに説明会に行こう」と誘われた。</p> <p>といった経験、していませんか?</p> <p>実は ..... ①は架空請求、②は電話勧誘販売あるいはアポイントメントセールス、③はマルチ商法 (の可能性大) という、多くの消費者が被害にあっている販売・勧誘方法なのです。このように消費者被害につながりかねない出来事が日々、私たちの身の回りで起こっており、消費者問題は私たちにとって非常に身近な問題といえます。</p> <p>現代の経済社会では、資本主義化のいっそうの進展にともない、消費者取引においても、単にモノだけでなく、サービス (例えば、英会話スクール、エステティックサロン等) や権利 (例えば、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権等) など、ありとあらゆるものが商品化され、取引対象となっています。また、それら多種多様な商品等を消費者に売るための販売方法も、昔からの店舗販売にとどまらず、訪問販売、キャッチセールス、アポイントセールス、デート商法、ダイレクトメール、カタログ販売、テレビショッピング、インターネットショッピングなど、つぎつぎに新しい方法が考え出されています。売れるものは何でも売る! 売れないものも無理矢理売る! といった状況です。</p> <p>しかも最近では、前述の①のように、何ら取引実態がないのに請求書を送りつけてくる悪質な架空請求などの被害も急増しています。このように、利潤追及に突き進むそれらの企業活動の結果発生する消費者被害は、きわめて多岐にわたり、かつ、複雑化しており、従来の法制度では十分に対応できない事態すらしばしば発生しているのです。</p> <p>それでは、広範化し、複雑化し、深刻化しつつある消費者問題をどのように解決したらよいのでしょうか? もちろん、被害を受けた消費者を事後的に救済すること (消費者相談、クーリング・オフや取消権、裁判等) も必要ですが、それだけでは根本的な解決策とはなりません。消費者問題の生じてくる原因を構造的に分析し、把握し、消費者の権利を守るという視点から、企業に対する規則をも含めた広い意味での被害の事前防止システムを作っていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>以上のような観点から、本ゼミでは、一年目 (=2 年生のゼミ) はまず、消費者問題全体の概要を知ることには主眼を置き、テキストに沿って学習を進めます。また、消費者センターの見学や裁判の傍聴なども行います。</p> <p>そして、二年目 (=3 年生のゼミ) は、皆が関心を持った消費者問題のうち、いくつかの領域にしぼって、できればグループを作って (例えば、サービス取引グループ、通信販売グループ、クレジット取引グループ等)、より詳細で専門的な分析を行い、問題解決の方向 (例えば、法律の解釈論、行政のあり方、立法論等) について、皆で討論をしたいと思えます。さらにゼミ発表会や大学祭などで研究成果を発表していく予定です。</p> <p>[履修上の注意]</p> <p>(1) 一年目はおおむねテキストに沿って学習を進めますが、二年目は特にテキストを決めず、それぞれのテーマについて、文献・資料の収集、分析、検討...、すべて自分たちで力を合わせて進めていってもらいます。</p> <p>(2) 一年目、二年目の終了時には、それぞれ一年間の学習の成果を 400 字×10 枚程度のレポートにまとめて提出してもらいます。また、卒業論文は 400 字×50 枚以上執筆してもらいます。</p> <p>(3) 講義科目の「法律学」、「民法」、「消費者と法」は、本ゼミと内容的に関連が深く、ゼミでの学習にも役立ちますので、できるだけ履修するようにして下さい。</p> <p>(4) 希望票には</p> <p>(a) 消費者問題というどのようなことを思い浮かべるか? 現時点ではどんな消費者問題について関心があるか?</p> <p>(b) ゼミを通して学んでみたいこと</p> <p>(c) どんなゼミにしたいか? 自分はこのゼミに入ったらどんなことで貢献できるか? (=自己アピール) について記入して提出してください。</p>	
<b>使用テキスト</b>	
皆で相談して決めます。候補としては、杉浦市郎『消費者法これだけは』法律文化社 2007 年	
<b>担当教員からのメッセージ</b>	
<p>どんな意見でも、自由に言い合える雰囲気を大切にしていきたいと思っています。</p> <p>希望票だけではわからないことも多いので、入ゼミ希望者は必ず研究室を訪問して自己アピールをしてください。</p>	